

1

2

# 第五次滋賀県環境総合計画

3

## 答申案

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

平成30年9月

14

滋賀県

第五次環境総合計画 答申案

1		
2		
3	はじめに	1
4		
5	第1章 計画の基本的事項	2
6	1 計画改定の背景	2
7	2 計画の性格と役割・関連計画との関係	2
8	3 計画の対象・期間	3
9		
10	第2章 環境政策を進めるビジョン	4
11	1 滋賀県の環境をとりまく現状認識	4
12	(1) 経済・社会の状況	4
13	(2) 環境の状況（第四次計画の点検・評価）	9
14	(3) 環境保全に係る新たな考え方	15
15	(4) 将来の環境に影響を与える要素と2030年の環境の見通し	18
16		
17	2 目標・視点	20
18	(1) 目指す将来の姿・目標	20
19	(2) 施策展開の3つの視点	22
20	① 共生	24
21	② 「守る」「活かす」「支える」	24
22	③ 協働	24
23		
24	第3章 施策の方向性	26
25	1 琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用	26
26	1-1 琵琶湖の保全再生・活用	26
27	1-2 生物多様性・森林づくり	27
28		
29	2 気候変動への対応・環境負荷の低減	28
30	2-1 気候変動	28
31	2-2 環境リスク	29
32	2-3 循環型社会	30
33		
34	3 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着	30
35	3-1 環境学習	31
36	3-2 環境とのつながり・関わり	31
37	3-3 環境インフラ等	32

1	3-4 調査研究・技術開発	33
2		
3	4 国際的な協調と協力	33
4		
5	第4章 計画の円滑な推進	34
6	1 各主体の役割・連携	34
7	(1) 県民の役割	34
8	(2) 各種団体の役割	35
9	(3) 事業者の役割	35
10	(4) 県の役割	35
11		
12	2 関係諸計画への反映	35
13		
14	3 計画の進捗状況の点検および見直し	36
15	(1) 基本的な考え方	36
16	(2) 本計画の進捗状況の点検	36

## 1 はじめに

2

3 ○ 琵琶湖は我が国最大の湖であり、約 400 万年の悠久の歴史を持つ世界有数の古代湖で  
4 す。森・川・里・湖へと連なる流域に形成される生態系のシステムは、豊かな自然の恵  
5 みを生み出し、人々に与え続けてきました。

6 ○ 人々は、ある時には自然の脅威に怯えながらも、自然の恵みを持続的に活用する知恵  
7 を体得し、暮らしをつないできました。滋賀は、琵琶湖を中央に抱き、排水や廃棄物な  
8 ど環境に大きな負荷をかけることや、在来魚介類をはじめとする様々な自然の恵みを、  
9 限度を超えて利用することなどが、生態系・自然界における健全な循環を阻害するとい  
10 うことを実感できる世界でも稀有な場所です。

11 ○ 滋賀県では、平成 9 年に制定した環境基本条例において、物質の循環の重要性、資源  
12 の有限性を認識しながら、環境がもつ復元能力の下に持続的な発展を図っていかなけれ  
13 ばならず、生態系の多様性を積極的に確保し、次の世代に引き継いでいく強い意志と行  
14 動が必要であることを示しました。

15 ○ また、1970 年代後半の石けん運動に代表される県民による主体的な環境保全の活動を  
16 礎として築かれた「環境自治」を推し進め、「環境優先の理念」の下に取組を展開してき  
17 ました。

18 ○ こうした理念は、近年の持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定、琵琶湖の保全再  
19 生施策に関する計画、国の第五次環境基本計画などに示された、「環境」は持続可能な「経  
20 済」「社会」の基盤であり、あらゆる課題を全員参加型のパートナーシップによって解決  
21 していこうとする、新たな考え方を先取りする理念でもありました。

22 ○ 一方、近年、暮らしと自然との関わりが薄れつつある中で、本県もかつて経験したこ  
23 との無い高齢化と人口減少局面を迎えます。

24 ○ 第五次となる環境総合計画では、滋賀の風土に根ざして進めてきたこれまでの取組に、  
25 環境保全に係る新たな考え方を重ね、本県における環境の保全に関する施策の方向性を  
26 示します。

# 1 第1章 計画の基本的事項

## 3 1 計画改定の背景

4 ○ 滋賀県では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、滋賀県  
5 環境基本条例第12条に基づき「滋賀県環境総合計画」を策定することとしています。

6 ○ この条例に基づく計画は、平成9年(1997年)9月に策定した後、平成16年(2004  
7 年)3月に「新滋賀県環境総合計画」として、平成21年(2009年)12月には「第  
8 三次滋賀県環境総合計画」として、平成26年(2014年)10月には「第四次滋賀県  
9 環境総合計画」(以下「第四次計画」という。)として、それぞれ改定されました。

10 ○ 第四次計画は、目指すべき将来像を、「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む  
11 社会の実現 ～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造  
12 ～」とし、平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)までの5年間に  
13 講じるべき施策の基本方向性を示しており、平成30年度(2018年度)末で計画期間  
14 が終了することとなります。

15 ○ 第四次計画策定後には、

16 「持続可能な開発目標(SDGs)」(平成27年9月)

17 「パリ協定」(平成27年12月)

18 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」(平成29年3月)

19 「第五次環境基本計画」(平成30年4月)

20 などにおいて、環境保全に係る新たな考え方が示されています。

21 ○ 平成31年3月策定(予定)の滋賀県基本構想(以下「基本構想」という。)におい  
22 ても、持続可能な開発目標(SDGs)(以下「SDGs」という。)の視点を活用す  
23 ることとされています。

24 ○ このような新たな考え方、第四次計画の点検・評価等を踏まえた上で、経済・社会  
25 などの様々な情勢の変化に対応し、環境を基盤とした持続可能な社会の実現に向け、  
26 今後の滋賀県の環境施策の実効性を高めるため、「第五次滋賀県環境総合計画」(以下  
27 「本計画」という。)として改定を行うものです。

## 29 2 計画の性格と役割・関連計画との関係

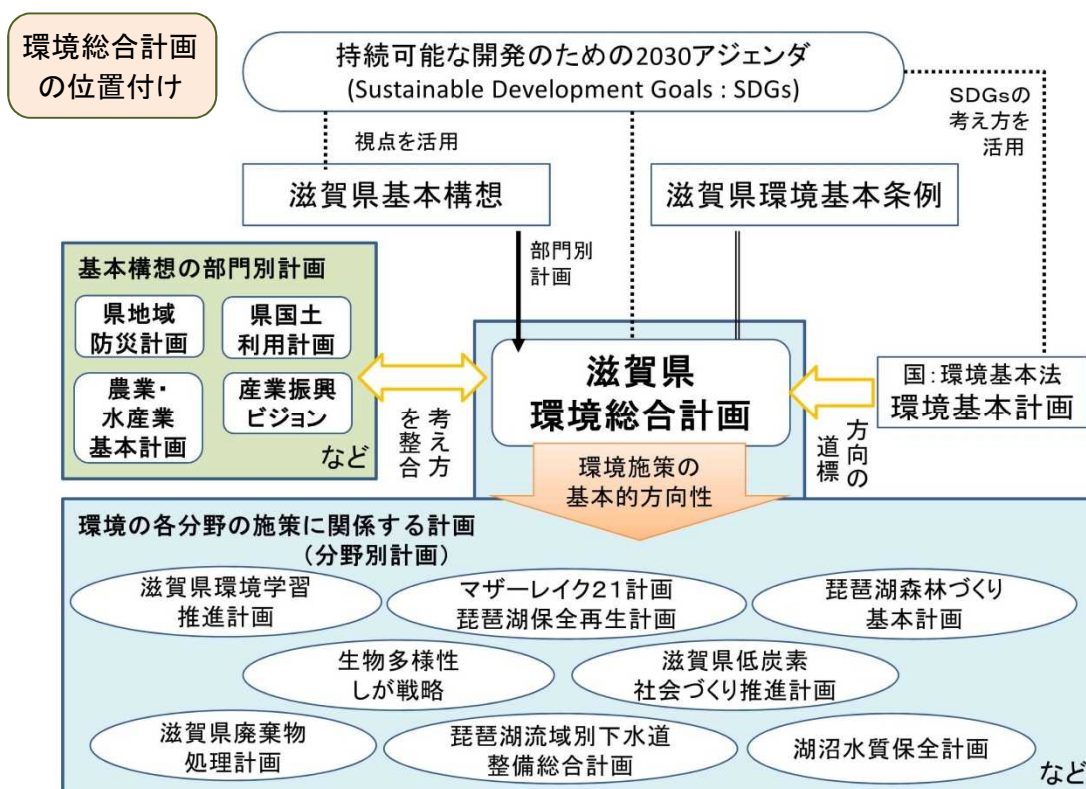
30 ○ 本計画は、滋賀県環境基本条例に基づき、持続可能な経済・社会活動の基盤となる  
31 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための環境行政の基本計画  
32 です。

33 ○ 長期的な目標、施策の方向、行動視点など、あらゆる主体が環境保全行動を起こす  
34 際の基本的方向性を示します。

35 ○ また、本計画は、基本構想の部門別計画としての役割も担っています。

36 ○ 滋賀県環境基本条例第13条では、他の部門別計画や施策との関係について、「県は

- 1 施策の策定および実施に当たっては、環境総合計画との整合に努めるものとする」と  
 2 されており、また、「環境総合計画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるも  
 3 のとする」とされています。
- 4 ○ 本計画は、環境学習推進計画や廃棄物処理計画等環境に係る分野別の計画（以下「分  
 5 野別計画」という。）に基本的方向性を示すものです。
- 6 ○ 分野別計画は、本計画の基本的方向性を取り込み、分野間の連携を図り、課題の解  
 7 決に向けた具体的な施策を進める役割を担います。



- 8
- 9 **3 計画の対象・期間**
- 10 ○ 本計画で対象とする環境は、自然環境、生活環境、文化的環境（歴史的環境および  
 11 景観）および地球環境（以下「環境」という。）とします。
- 12 ○ 計画の期間は、2019年度から2030年度までの12年間とします。
- 13 ○ これは、計画期間が概ね5年程度である分野別計画においても、近年、施策が総合  
 14 的に進められつつあることから、本計画には、より長期的な視点から、目標と施策の  
 15 方向性を示すことが求められていることを踏まえたものです。
- 16 ○ また、2030年はSDGsおよび基本構想の目標年次とされていることから、これ  
 17 らと整合させるものです。
- 18 ○ なお、計画期間が長期となることから、経済・社会や環境をとりまく状況を踏まえ、  
 19 必要に応じて見直し等を行います。

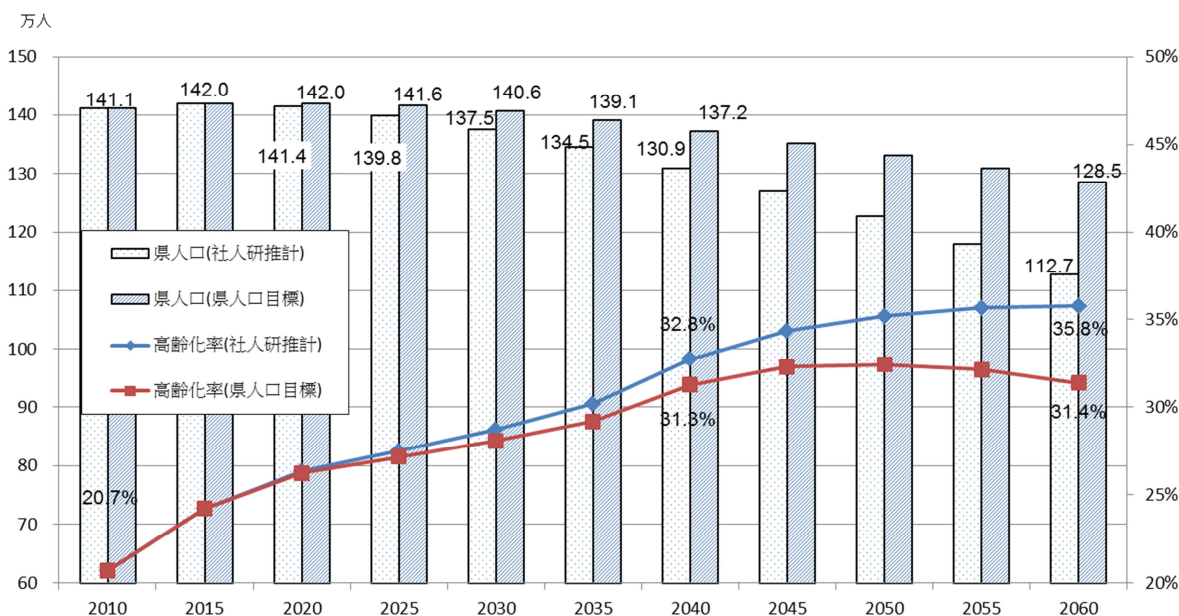
## 1 第2章 環境政策を進めるビジョン

### 3 1 滋賀県の環境をとりまく現状認識

- 4 ○ 滋賀県の環境をとりまく現状は刻々と変化しています。
- 5 ○ ここでは、経済・社会の状況を概観するとともに、第四次計画の点検・評価の結果、
- 6 第四次計画の策定以降に示された環境保全に係る新たな考え方および将来の環境に
- 7 与える要素を明らかにし、目標年次である2030年の滋賀県の環境の見通しについて
- 8 示します。

#### 10 (1) 経済・社会の状況

- 11 ・ 県人口は今後、徐々に減少し、少子高齢化が進むと推測されています。



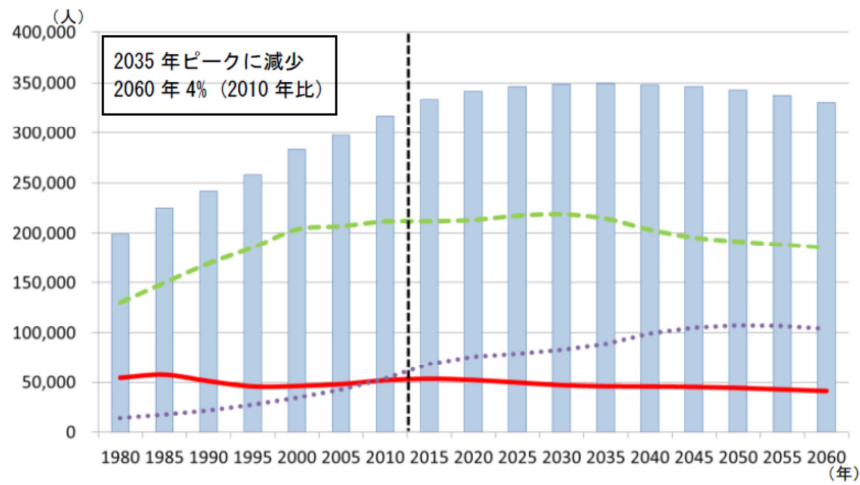
(資料:滋賀県「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」:平成27年10月) 12

13

- 14 ・ 地域ごとに見ると、大津地域は2020年頃まで、南部地域では2035年頃まで増加
- 15 すると予測される一方、それ以外の地域では既に人口減少に転じており、都市部と
- 16 中山間地域で人口動向が二分化する傾向が見られます。
- 17 ・ このことにより、特に中山間地域においては、地域コミュニティの弱体化、経済
- 18 活力の低下、労働力不足、社会資本の維持や県土の保全などへの影響が懸念される
- 19 とともに、人口増加が続く都市部では、新たなコミュニティづくりなどが課題とな
- 20 ってきます。

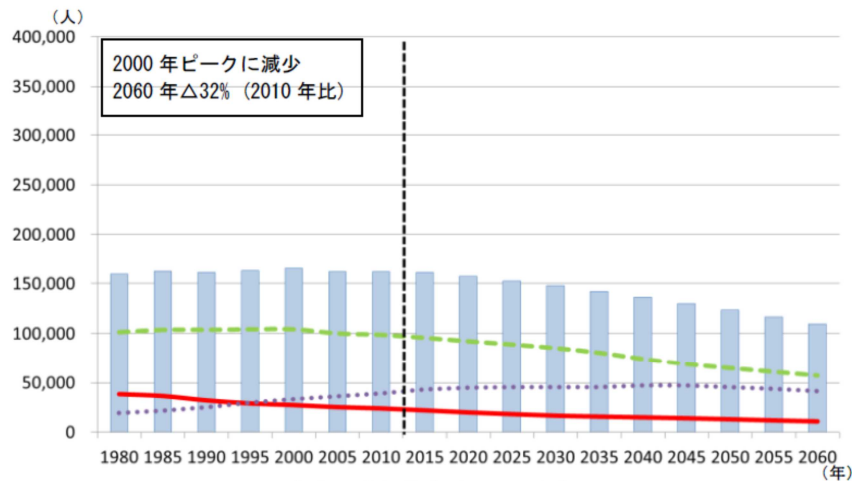
1

南部地域(草津市・守山市・栗東市・野洲市)の人口動向



2

湖北地域(長浜市・米原市)の人口動向



3

(資料:滋賀県「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」:平成 27 年 10 月)

4

5

6

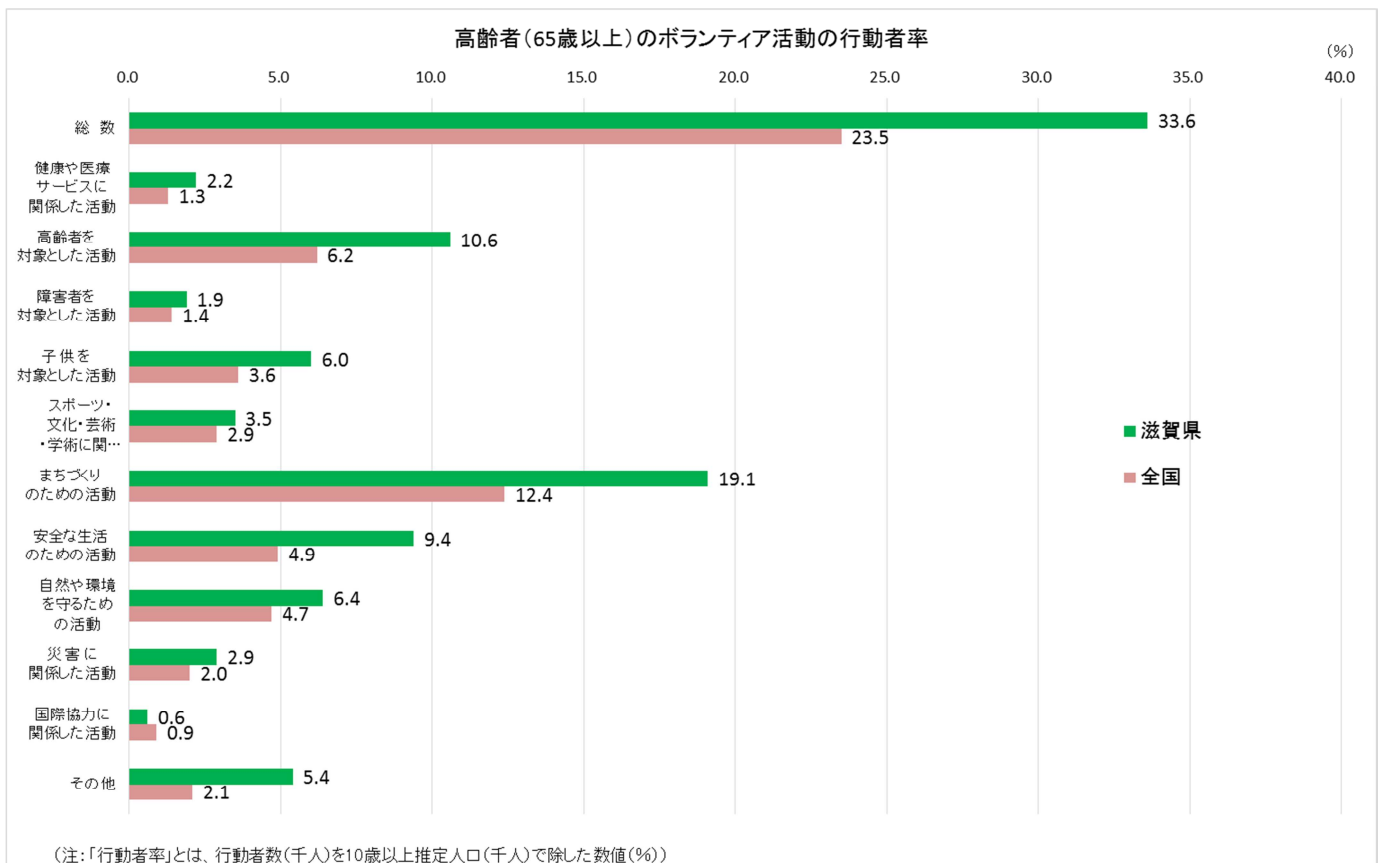
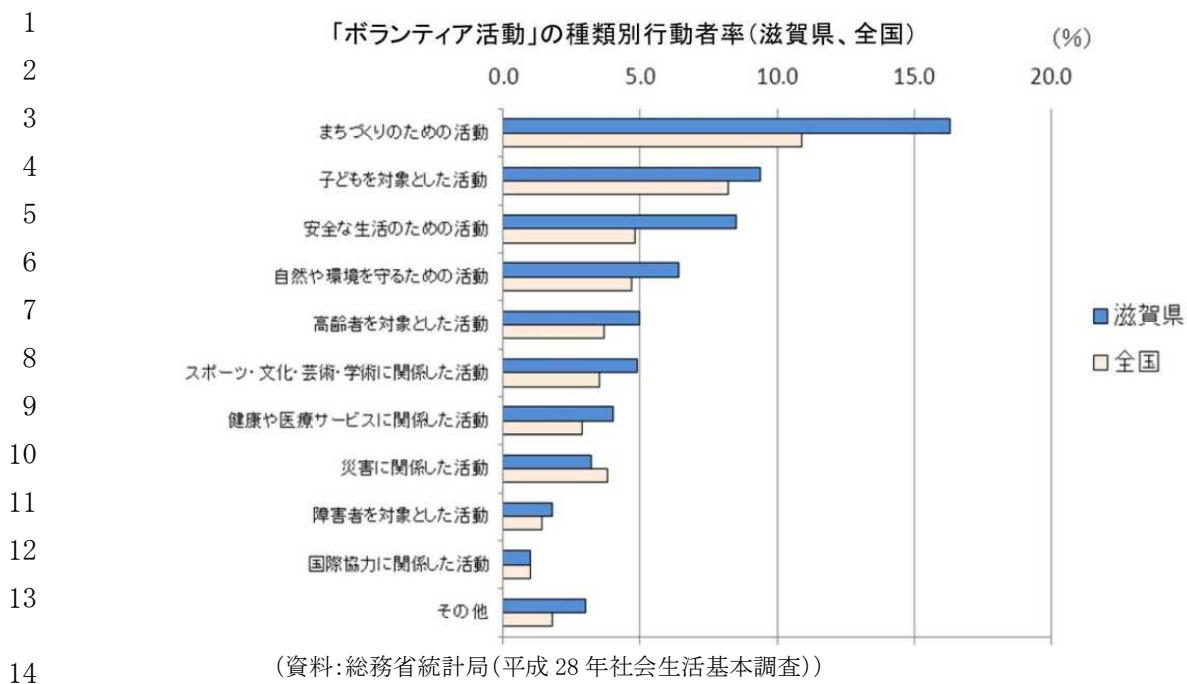
7

8

9

- ・ 滋賀県のボランティア活動への参加率は、全国の状況よりも高く、その中でまちづくりや高齢者を対象とした活動と並んで、自然や環境を守る活動も多くなっています。学生やNPOなど若い世代の地域社会への多様な参画が見られ始めています。



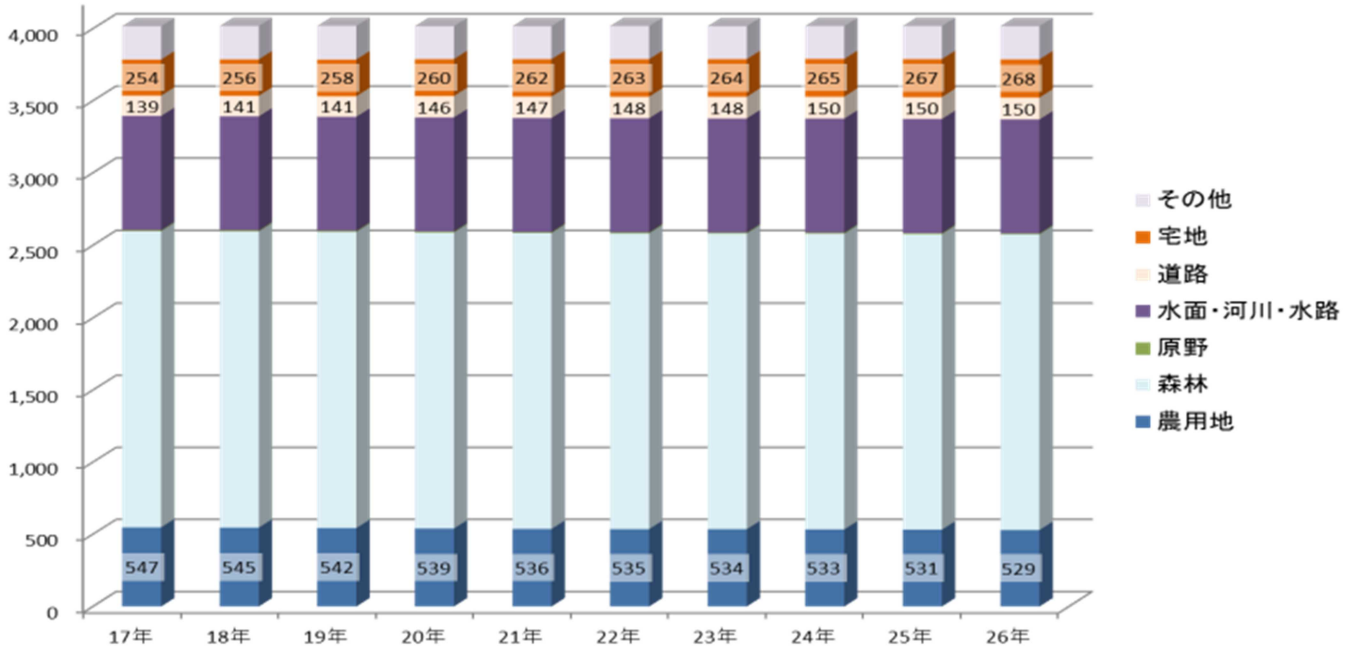


15 (資料:総務省統計局(平成23年社会生活基本調査))

16

17

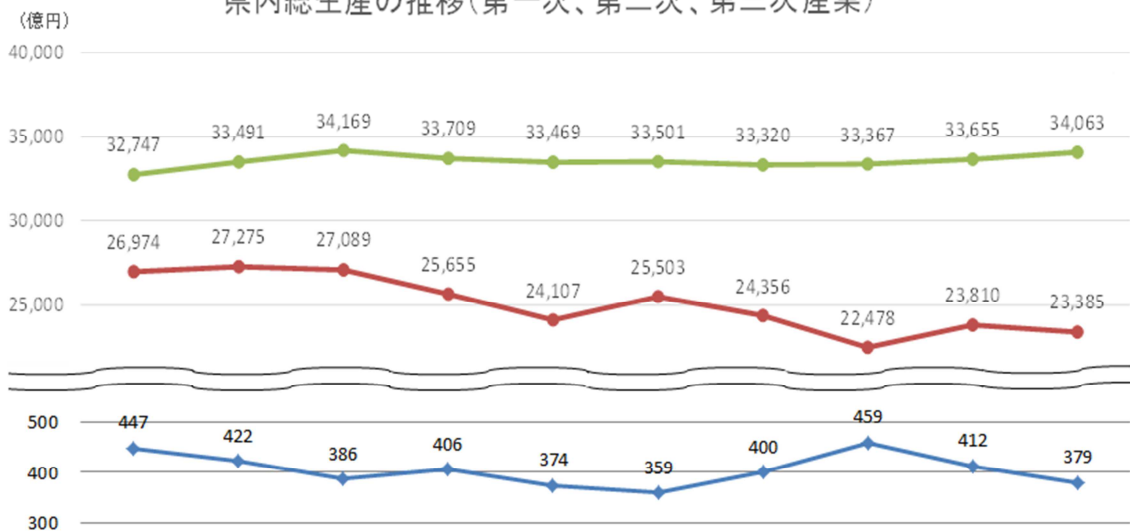
- 1 ・ 土地利用の状況は、平成 17 年から平成 26 年の土地利用の推移をみると、農用地  
 2 は他への転用により 18km<sup>2</sup>減少しています。森林は僅かに (4km<sup>2</sup>) 減少しています。  
 3 ・ 一方、宅地および道路については、都市化の進展に伴い、宅地が 14km<sup>2</sup>、道路が  
 4 11km<sup>2</sup>増加しています。



5 (資料: 滋賀県「滋賀県における土地利用の現状と対策」平成 29 年 3 月)

- 6  
 7 ・ 県内総生産は、産業ごとの割合で見ると、第三次産業が増加傾向であるのに対し、  
 8 第一次産業や第二次産業は減少傾向にあります。

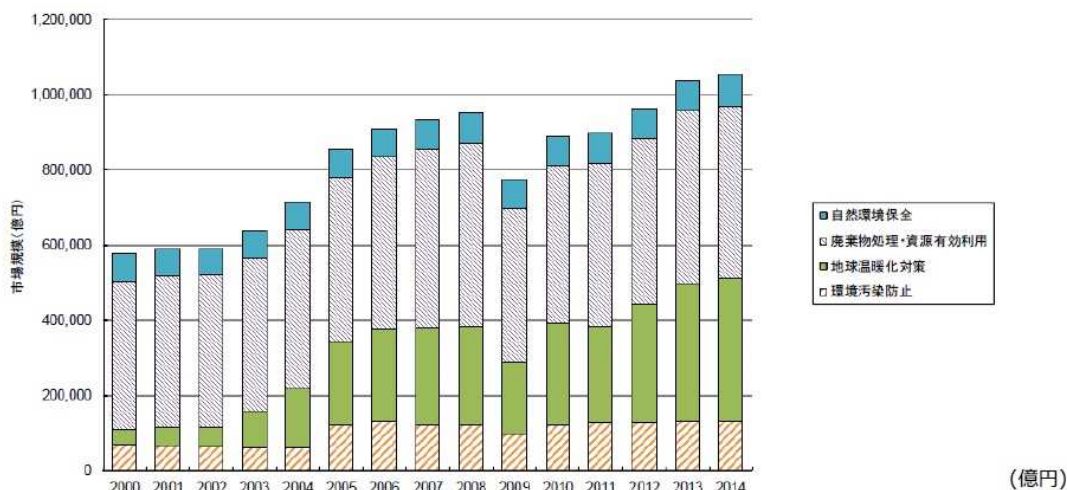
県内総生産の推移(第一次、第二次、第三次産業)



	H17年度 (2005)	18年度 (2006)	19年度 (2007)	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)
第三次産業	32,747	33,491	34,169	33,709	33,469	33,501	33,320	33,367	33,655	34,063
第二次産業	26,974	27,275	27,089	25,655	24,107	25,503	24,356	22,478	23,810	23,385
第一次産業	447	422	386	406	374	359	400	459	412	379

(資料) 滋賀県: 県民経済計算 (滋賀県統計課)

- 1       • 日本の環境産業の市場規模は、世界的な金融危機の影響による景気減速が発生し  
2       た2009年を除き、増加傾向が続いています。



大分類	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
環境汚染防止	72,759	68,327	64,863	62,721	61,719	124,363	134,326	122,128	122,862	99,267	124,649	130,334	132,381	135,804	136,053
地球温暖化対策	38,482	47,702	52,778	97,475	158,404	220,737	246,653	259,650	262,910	193,029	268,212	256,589	314,353	363,075	377,116
廃棄物処理・資源有効利用	394,598	402,963	404,740	408,941	421,322	438,170	455,519	474,749	488,072	406,431	420,332	433,502	438,665	459,452	458,334
自然環境保全	73,576	71,094	69,585	71,756	73,848	74,858	75,544	79,359	79,381	79,030	78,563	78,576	79,828	82,422	82,630
合計	579,416	590,086	591,966	640,893	715,292	858,127	912,043	955,885	953,225	777,757	891,757	899,001	965,226	1,040,753	1,054,133

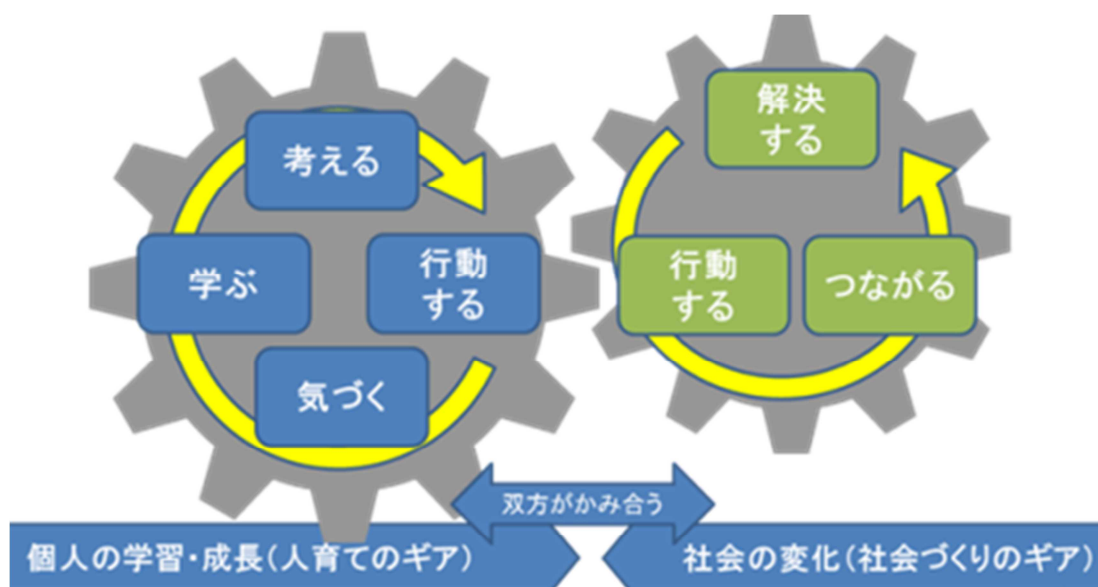
(資料)平成27年度 環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書(環境省)

- 3
- 4
- 5       • SDGsや気候変動の抑制に関するパリ協定等の国際的に合意された枠組みは、  
6       経済・社会活動の方向性、市場競争のルールまでも変える可能性を有しており、既  
7       に金融などで大きな変化が見られます。投資家の間では、環境、社会、企業統治に  
8       配慮している企業を重視するESG投資への関心が高まりを見せています。
- 9       • 第4次産業革命と呼ばれる人工知能(AI)、モノのインターネット化(IoT)  
10       等の技術革新の進展が見られています。こうした技術は、今後私たちの暮らしだけ  
11       でなく、環境保全の分野にも大きな影響を与えることが予想されます。

1 (2) 環境の状況（第四次計画の点検・評価）

2 ○基本目標Ⅰ 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造  
3 (環境学習)

- 4 ・ 持続可能な社会を築くためには、環境課題を様々な観点から総合的に捉え、つな  
5 がりを意識し、主体的に行動を起こしていくことが必要であるとの認識のもと、環  
6 境学習に取り組める場や機会の提供などの環境学習関連事業、滋賀の豊かな地域資  
7 源を活用した環境学習や環境教育、それらの活動支援を行っています。
- 8 ・ 「人育て」と「社会づくり」の双方がかみ合った歯車のように連動して進む「ギ  
9 ア」をイメージして環境学習の推進状況を分析しています。
- 10 ・ 平成28年度に実施した環境学習関連事業調査の結果では、「気づき」「学び」「考  
11 える」を意識した事業の割合は半数を超えており、「人育て」のギアは回っていると  
12 判断されます。
- 13 ・ しかし、「行動する」「つながる」「解決する」を意識した事業の割合は半数以下  
14 でした。
- 15 ・ 今後は、持続可能な社会づくりに向けて、「人育て」のギアの「行動する」から、  
16 「社会づくり」のギアの双方が回ることを意識した事業の推進を図っていく必要が  
17 あります。
- 18 ・ 具体的には、県内各地で様々な主体により展開されている多様な環境学習活動と  
19 連携し、より多くの人々の学びへとつなげるため、環境学習を進めるリーダー同士  
20 の交流やネットワークづくり、学習プログラムの整備、環境学習の場づくりや機会  
21 づくり等に引き続き取り組む必要があります。



22 「人育て」と「社会づくり」がかみ合った歯車のように連動して進む「ギア」のイメージ  
23  
24

1 (ライフスタイル、ビジネススタイル)

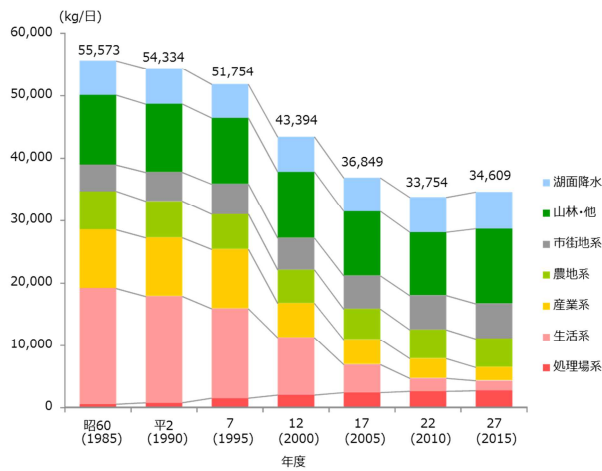
- 2 ・ 環境学習の取組は、エネルギー使用量の削減やごみの減量といった環境配慮行動
- 3 に繋がっていると考えられ、県内での高いマイバッグ持参率に見られるように、県
- 4 民や事業者による環境保全の取組が広がりをみせています。
- 5 ・ 「びわ湖環境ビジネスメッセ」における多くの出展・来場者の賑わいに見られる
- 6 ように環境産業が振興することや、また、環境こだわり農業の取組が拡大すること
- 7 などにより、経済活動における環境負荷の低減も進んでいます。
- 8 ・ 環境に係る研究成果を活用、実用化し、水環境ビジネスを推進する視点から、水
- 9 草の大量繁茂や在来魚介類の減少といった琵琶湖の新たな課題への対応が期待さ
- 10 れています。
- 11 ・ 今後は、県民や事業者に環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルが定
- 12 着するよう、さらに多くの人に様々な環境配慮行動への取組を促していく必要があ
- 13 ります。
- 14 ・ また、経済・社会活動における環境負荷が低減されるよう、環境産業のさらなる
- 15 振興や関連技術の開発、実用化など、経済・社会システム、ライフスタイル、技術
- 16 などあらゆる観点からのイノベーションを創出していくことが必要です。

17  
18 ○基本目標Ⅱ 琵琶湖環境の再生と継承

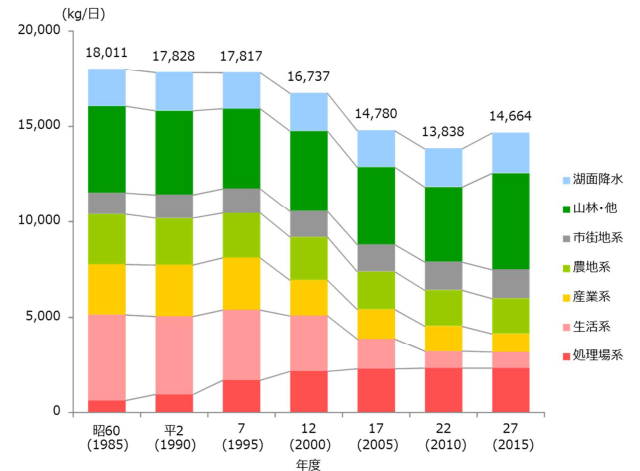
19 (琵琶湖保全再生)

- 20 ・ 琵琶湖や流入河川の水質には改善傾向が見られる一方で、在来魚介類の減少や水
- 21 草の大量繁茂、外来生物の侵入・定着などが見られています。また、赤潮は減少し
- 22 てきたものの、植物プランクトンの種類は大きく変化し、漁網への付着なども見ら
- 23 れるようになりました。
- 24 ・ このような状況に鑑みると、琵琶湖は「生態系のバランスが崩れてきた」状態に
- 25 あると考えられます。
- 26 ・ また、第一次産業の従事者数は減少傾向にあり、自然と関わり生産を共にする暮
- 27 らしづりが少なくなりつつあります。
- 28 ・ 琵琶湖流域における生態系の課題や生物多様性の衰退、森林の健全性の阻害とい
- 29 った問題は、様々な要因が複雑に絡み合っているという特性を踏まえ、総合的な視
- 30 野に基づく取組をより一層進めていく必要があります。

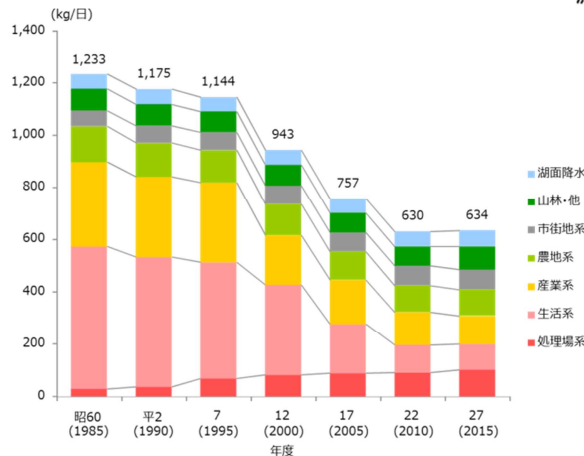
流入負荷量(COD)



流入負荷量(TN)

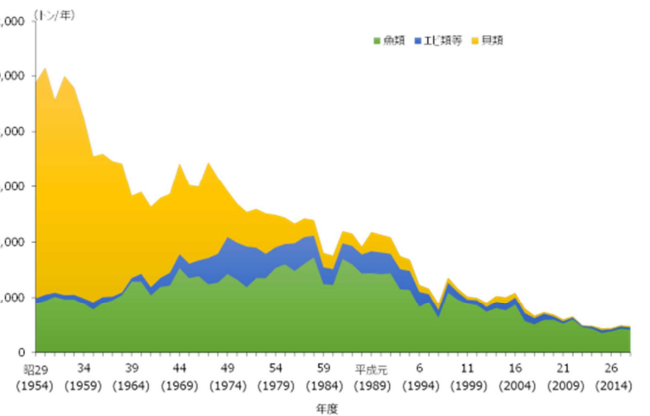


流入負荷量 (TP)



1

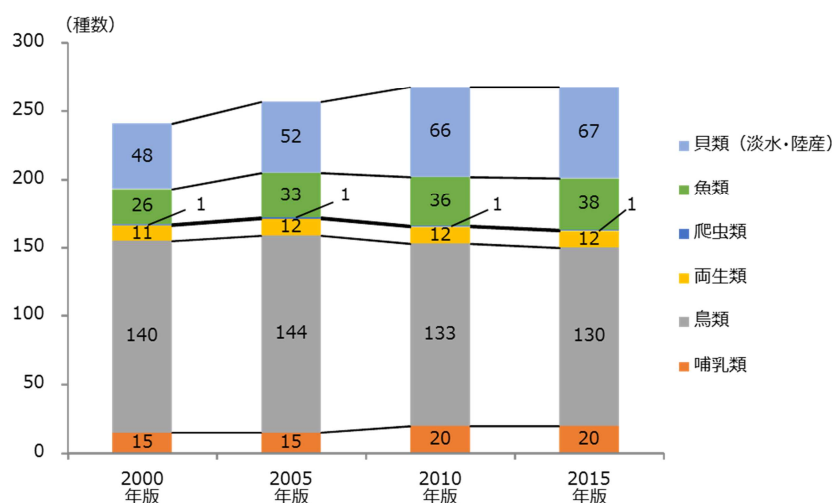
漁獲量



2 (生物多様性)

- 3 • 私たちの周辺の自然環境では、これまでのように開発などによって生物の生息・
- 4 生育環境が劣化したり、消失したりするだけでなく、逆に人の手が入らなくなった
- 5 ことによる影響が現れ始めています。
- 6 • 例えば森林ではニホンジカの生息数が増加し、生息域が拡大した結果、生態系や
- 7 林業、生活環境等への被害が生じています。
- 8 • 琵琶湖や里山、森林などの自然と暮らしとの関わりが希薄になってきたことに伴
- 9 って、里山や内湖に代表される二次的自然の荒廃、多面的機能の低下が進み、私た
- 10 ちは外来種が増えていたり、逆に希少な野生動植物種の生息数が減っていることな
- 11 ど、身近な環境の変化にも気づきにくくなっていると考えられます。
- 12 • このことから、獣害対策等直接自然環境に働きかける施策とともに、暮らしや産
- 13 業活動における自然と人とのつながりの再生に引き続き取り組み、身近な環境への
- 14 保全意識を高めていく必要があります。

希少野生脊椎動物・貝類種数  
(絶滅危惧種・絶滅危惧増大種・希少種)



(資料)滋賀県レッドデータブック

○基本目標Ⅲ 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現  
(低炭素社会)

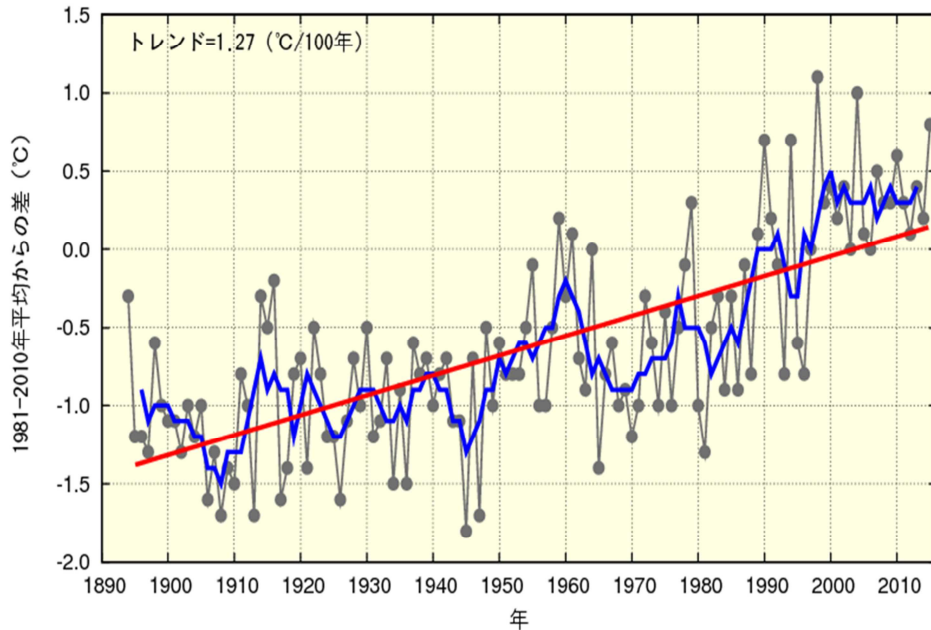
- ・ 本県の温室効果ガスの平成 27 年度 (2015 年度) の総排出量は、平成 2 年度 (1990 年度) と比較して減少していますが、家庭部門および業務部門の排出量は増加しています。また、総排出量の約半分を産業部門からの排出が占めています。
- ・ 低炭素社会とその先の脱炭素社会の実現に向けて、家庭部門や業務部門を中心とした、より一層の温室効果ガスの排出抑制を行う必要があります。
- ・ また、気候変動によって今後起こりうる自然環境や経済・社会活動へのリスクに対応するため、平成 30 年 6 月に気候変動適応法が成立しました。本県においても「適応策」の取組を充実させていく必要があります。

県内のエネルギー消費量の推移(部門別)、平均気温の変化



(出典)滋賀県温室効果ガス排出量実態調査

彦根の年平均気温偏差



彦根地方気象台提供

細線 (黒): 各年の平均気温の基準値※からの偏差 ※基準値は1981～2010年の30年平均値  
 太線 (青): 偏差の5年移動平均  
 直線 (赤): 長期的な変化傾向

1

2 (環境リスク)

- 3
- 4 ・ 人間の活動によって生じた環境負荷が人の健康や生態系に影響を生じさせるおそ
  - 5 れである環境リスクは、環境汚染物質の排出源対策等により排出量が抑制されてき
  - 6 ており、概ね私たちの生活に支障がない状態で管理がなされていると考えられます。
  - 7 ・ 一方で、微量化学物質による健康影響など環境リスクに対する関心や、安全・安
  - 8 心な生活環境に対する県民のニーズは高まりつつあります。
  - 9 ・ 現在の状態を維持するとともに、さらなる環境リスクの低減を図っていくことが
  - 10 必要です。また、県民の環境リスクに対する関心を充足し、安心できる社会づくり
  - 11 を一層進める必要があります。

11

12 (循環型社会)

- 13
- 14 ・ 家庭や企業における取組により、一般廃棄物の排出量は概ね減少している一方で、
  - 15 産業廃棄物の排出量は横ばいとなっています。
  - 16 ・ さらなる廃棄物の減量と温室効果ガスの削減も含めた環境負荷の低減に向けて、
  - 17 発生抑制 (Reduce: リデュース) や再使用 (Reuse: リユース) に重点を置きつつ、
  - 18 再生利用 (Recycle: リサイクル) を含めた3Rの推進を図るとともに、環境負荷
  - 19 や生活環境への影響等を最小化するため、廃棄物の適正処理を引き続き徹底する必
  - 20 要があります。

20

21



1 ○環境課題に対応する横断的仕組みづくり

2 (環境学習等推進協議会)

- 3 ・ 県民を挙げて環境学習推進計画の推進に取り組んでいけるよう、住民参加型の計  
4 画策定と進行管理の手法等について検討する協議会として、行政、県民、民間団体、  
5 学識経験者等から構成する「滋賀県環境学習等推進協議会」(以下「協議会」とい  
6 う。)を平成26年に設置しました。
- 7 ・ 協議会では、環境学習による人材育成を、持続可能な社会づくりにつなげていく  
8 ことを目的とする、「第三次滋賀県環境学習推進計画」(平成28年3月)の策定の  
9 議論に参画しました。
- 10 ・ また、環境学習推進計画の進行管理の手法について議論をいただき、環境学習が  
11 「人育て」と「社会づくり」のそれぞれのギアにどのような効果をもたらしている  
12 のかについて評価を行いました。
- 13 ・ 今後も協議会からの助言をいただきながら環境学習の推進を図っていきます。

14  
15 (琵琶湖環境研究推進機構)

- 16 ・ 琵琶湖および滋賀県が抱える環境の課題把握から、調査研究の実施、研究成果を  
17 踏まえた対策の立案を横断的に行う仕組みとして、行政部局と試験研究機関により  
18 平成26年に琵琶湖環境研究推進機構(以下「機構」という。)を創設しました。
- 19 ・ 機構では、連携研究の最初のテーマとして、琵琶湖に生じる様々な事象と関連が  
20 あり、喫緊の課題である「在来魚介類のにぎわい復活」を位置づけ、「水系のつな  
21 がり(森～川～里～湖)」と「生物のつながり(栄養塩～植物プランクトン～魚介  
22 類)」に着目した研究に取り組んできました。
- 23 ・ 平成26年度から28年度にかけて実施した研究では、在来魚介類にとっての「生  
24 息環境」と「餌環境」のつながりに着目して現況評価や生物の生息に望ましい条件  
25 を把握するなど、施策を検討する上で必要となる基礎的な研究の成果を得ることが  
26 できました。
- 27 ・ 平成29年度以降、「生息環境」では、「沿岸環境」、「流域環境」に着目し、実証  
28 的な調査研究を推進しています。
- 29 ・ 「餌環境」では、栄養塩から植物プランクトン、動物プランクトン、魚介類の生  
30 食食物連鎖だけでなく、細菌類等が関係する流れも重要であることが分かってき  
31 たため、水質からプランクトン、細菌類等の間を、有機物や窒素、リンなどが健全  
32 に循環しているかという物質循環の視点で検証する研究に発展的に取り組んでい  
33 ます。

### 1 (3) 環境保全に係る新たな考え方

- 2 ・ 環境問題が複雑化、多様化する中で、国や世界においても新たな考え方が示され  
3 てきています。
- 4 ・ 環境が持続可能な経済・社会活動の基盤であるという考え方が、平成 27 年 9 月  
5 に採択された SDG s のゴール間の関係性に現れています。
- 6 ・ 国際的な気候変動への対応として平成 27 年 12 月に採択され、平成 28 年 11 月に  
7 発効したパリ協定を受けて、世界は脱炭素社会に向けて動き出しています。
- 8 ・ 平成 27 年 9 月に施行された琵琶湖の保全及び再生に関する法律（以下「琵琶湖  
9 保全再生法」という。）に基づき平成 29 年 3 月に県が策定した琵琶湖保全再生施策  
10 に関する計画（以下「琵琶湖保全再生計画」という。）においては、琵琶湖を守る  
11 ことと活かすことの好循環のさらなる推進が必要としています。
- 12 ・ 今後の環境保全施策を進める際には、環境を「守る」取組により、地域資源の価  
13 値や魅力を高め、それらを「活かす」ことで、経済・社会活動の活性化を図り、さ  
14 らなる「守る」取組へとつながる循環を持続的に実現していくことが不可欠です。
- 15 ・ 平成 30 年 4 月に閣議決定された国の第五次環境基本計画においても、SDG s  
16 の考え方を活用し、複数の課題を統合的に解決していくことの重要性が示されてお  
17 り、「環境・経済・社会の統合的向上」の具体化に向けて、6 つの重点戦略が示さ  
18 れています。
- 19 ・ また「地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ」「地  
20 域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす『地域循環共生圏』を創造  
21 していくことを目指す」ことが示されています。
- 22 ・ このような環境保全に係る新たな考え方は、本県においても、琵琶湖保全再生計  
23 画などに取り入れられ始めており、従来の施策の枠を超えて、環境・経済・社会の  
24 統合的向上を見据えた総合的な視点からの施策・取組を、あらゆる主体の協働のも  
25 とでさらに進めていく必要があります。

26

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23

●参考

・ 国の第五次環境基本計画では、「地域循環共生圏」における「循環」について、「食料、製品、循環資源、再生可能資源、人工的なストック、自然資本※のほか、炭素・窒素等の元素レベルも含めたありとあらゆる物質が、生産・流通・消費・廃棄等の経済社会活動の全段階及び自然界を通じてめぐり続けることであり、この「循環」を適正に確保するためには、物質やエネルギー等の資源の投入を可能な限り少なくするなどの効率化を進めるとともに、多種多様で重層的な資源循環を進め、環境への負荷をできる限り低減しつつ地域経済循環を促し、地域を活性化させることを目指す。」とされている。

※循環資源（家畜ふん尿、食品廃棄物、下水汚泥、プラスチック、金属等）、再生可能資源（木材、地熱・風力・水力等の再生可能エネルギー等）、人工的なストック（社会資本、建築物等）、自然資本（森林、土壌、水、大気、生物資源等）

・ また、「共生」については、「人は環境の一部であり、また、人は生きものの一員であり、人・生きもの・環境が不可分に相互作用している状態であり、その認識の下、二次的自然や生きものも含めた自然と人との共生、地域資源の供給者と需要者という観点からの人と人との共生の確保、そして人や多様な自然からなる地域についても、都市や農山漁村も含めた地域同士が交流を深め相互に支えあって共生していくことを目指す。」とされている。

・ さらに、「地域循環共生圏」の創造の要諦として、「地域資源を再認識するとともに、それを活用することである。時に見過ごされがちだった各地域の足元の資源に目を向けて価値を見出していくことが、地域における環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組の具体化の第一歩となる。」とされている。

●参考

①持続可能な開発目標（SDGs）（平成27年9月国連総会採択）

- ・ SDGsについて、第五次環境基本計画の中で以下のような特徴を持っているとされている。
- ・ 複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すこと、という特徴を持っている。
- ・ SDGsのゴール間の関連性を見ると、環境を基盤とし、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという役割をそれぞれが担っていると考えられる。
- ・ 他のゴールも考慮するなど視野を広げることにより、「どちらか」ではなく、Win-Winの発想で「どちらも」を追求することが重要である。
- ・ あらゆるステークホルダーが参画する「全員参加型」のパートナーシップの促進を宣言している。（以上、第五次環境基本計画第1部第2章3（3）「持続可能な開発目標」（SDGs）の考え方の活用 より抜粋）

②パリ協定（平成27年12月COP21採択）

- ・ 世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに1.5℃に抑える努力を追及すること、適応能力を向上させること、資金の流れを低排出で気候に強靱な発展に向けた道筋に適合させること等によって、気候変動の脅威への世界的な対応を強化することを目的とする。
- ・ 衡平および各国の異なる事情に照らしたそれぞれに共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力の原則を反映するよう実施する。

③琵琶湖保全再生計画（平成29年3月策定）

- ・ 今後の環境保全には、「守る」取組により、琵琶湖をはじめとする地域資源の価値や魅力を高め、地域の恵みを「活かす」ことで、社会、経済の活性化をはかり、さらなる「守る」取組へとつながる循環を持続的に実現していくことが必要である。
- ・ 琵琶湖保全再生計画では、「琵琶湖と人との共生を基調」として琵琶湖の保全および再生を行うこととしている。
- ・ この琵琶湖保全再生計画には、「（5）農林水産業、観光、交通その他の産業の振興」として、琵琶湖の恵みを活かした地域での産業活動への取組も規定している。
- ・ この考え方が『「守る」ことと『活かす』ことの好循環』として、琵琶湖の保全再生に関して必要な事項として示されている。

1 ④第五次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）

- 2
- 3 ・ 「持続可能な社会を実現するため、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上さ
- 4 せることが必要であり、環境保全を犠牲にした経済・社会の発展も、経済・社会を犠牲にした
- 5 環境保全ももはや成立し得ず、これらをWin-Winの関係で発展させていくことを模索して
- 6 いく必要がある。」
- 7 ・ 「自然と共生する知恵や自然観も踏まえ、情報通信技術（ICT）等の科学技術も最大限に
- 8 活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循
- 9 環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の
- 10 「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現することが重要である。」

11

12 **(4) 将来の環境に影響を与える要素と2030年の環境の見通し**

- 13 ○ 環境保全に係る施策の方向性を示すに当たって、本計画の目標年次である2030年
- 14 の環境の見通しを、将来の環境に影響を与える要素とともに、以下に示します。

15

16 ① 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- 17 ・ 2005年から2014年に世界的に展開された「国連ESD（持続可能な開発のための
- 18 教育）の10年」や、環境学習推進条例の制定と環境学習推進計画の策定等により、
- 19 本県においても社会の持続可能性についての理解が進んでいます。
- 20 ・ 県民の価値観の多様化が進みます。
- 21 ・ 特に中山間地の人口が減少するなど、保全の担い手が減少します。
- 22 ・ IoTやAIをはじめとする技術革新が進展します。
- 23 ・ これらにより、2030年の見通しとして、特に中山間地において保全の担い手が減
- 24 少する一方で、環境学習の取組により環境保全の意識が高まり、自ら行動する人が増
- 25 加しています。学生やNPOなど若い世代の環境保全活動への多様な参画が進んでい
- 26 ます。
- 27 ・ 新たな環境配慮型製品が出現し、広く普及しています。
- 28 ・ SDGsやパリ協定などの環境保全に係る国際的な枠組みのもとでの取組が進み、
- 29 ESG投資が進んでいます。その結果、持続可能な社会づくりに貢献する企業・産業
- 30 が成長しています。

31

32 ② 琵琶湖環境の再生と継承

- 33 ・ 産業構造が変化し、第一次産業、第二次産業に従事する人の割合が減少します。特
- 34 に中山間地の人口が減少するなど、保全の担い手が減少します。一方で都市に住む人
- 35 の割合が増加します。
- 36 ・ 中山間地等では耕作放棄が進み、農地が減少することが見込まれます。

- 1 ・ 県民の価値観の多様化が進みます。
- 2 ・ 琵琶湖をとりまく産業、観光・レジャー、スポーツ・レクリエーションなどにおいて、琵琶湖の利活用が進むなど、琵琶湖と人との関わりが多様化します。
- 3
- 4 ・ 森林利用が本格化します。
- 5 ・ I o TやA Iをはじめとする技術革新が進展します。
- 6 ・ これらにより、2030 年の見通しとして、琵琶湖への流入負荷が減少し、水質は一定改善されています。
- 7
- 8 ・ 一方で気候変動による影響が顕在化し、水質に影響が現れることも考えられます。
- 9 ・ 様々な施策を進めた結果、琵琶湖の在来魚介類の餌環境や生物多様性に改善の兆候が現れています。一方で、新たな外来生物の影響が現れることもあります。
- 10
- 11 ・ 管理の行き届かない森林や農地が増加するとともに、獣害が継続することも見込まれます。
- 12

### 13

#### 14 ③ 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- 15 ・ 再生可能エネルギーの利用が拡大します。世界的にはエネルギー需要が拡大します。
- 16 ・ I o TやA Iをはじめとする技術革新が進展します。
- 17 ・ 産業構造の変化に加え、環境保全のための新たな技術の開発や環境に配慮した製品の開発が進み、環境への負荷が低減します。
- 18
- 19 ・ 特に中山間地の人口が減少するなど、保全の担い手が減少します。
- 20 ・ これらにより、2030 年の見通しとして、地域の温室効果ガス排出量が減少している一方で、世界的な温室効果ガス排出量は増加する可能性もあります。
- 21
- 22 ・ 気候変動による影響が顕在化します。具体的には、地球温暖化による気温上昇や降雨量の変化等によって自然災害が増加するなど、農林水産業、水環境・水資源、生態系をはじめ、幅広い分野において影響が生じます。
- 23
- 24
- 25 ・ 都市部の人口割合が増加する一方、農村部、特に中山間地の人口が減少するなど、農地保全の担い手の減少により、農地の荒廃が進むことが見込まれます。
- 26
- 27 ・ また、下水道や治山施設などの環境インフラが老朽化し、県民の負担が増えることが見込まれます。
- 28
- 29 ・ 法令等に基づき、環境リスクが管理された状態が継続します。ただし、工場・事業場においても気候変動に伴う自然災害への備えが求められるようになります。
- 30
- 31 ・ ごみの再資源化、減量化の進展等により、長期的には一般廃棄物・産業廃棄物の減少が見込まれます。ただし、海外をはじめリサイクル先が不足する可能性があります。
- 32
- 33 ・ 県民の環境リスクに対する関心や、安全・安心な生活環境に対するニーズは高い状態が続いています。
- 34

35  
36

## 2 目標・視点

### (1) 目指す将来の姿・目標

○ 第四次計画の点検・評価の結果、環境保全に係る新たな考え方、2030年の環境の見通しを踏まえると、環境に係る課題は次のように捉えることができます。

・ 現在の環境は、かつての公害の時代のように、特定の発生源から生じる環境への負荷が大きく影響していた状況から変化し、環境に影響を与える要因が複雑化・多様化してきている。

・ 琵琶湖とそれをとりまく森・川・里などの滋賀の環境（以下「琵琶湖環境」という。）では、人間活動に伴い発生する環境への負荷（以下「環境負荷」という。）が削減されてきており、琵琶湖の水質をはじめ、環境の状態を示す指標に改善が見られる一方で、在来魚介類の減少、外来魚の増加、水草の大量繁茂、森林の荒廃などが顕在化している。

・ このことについては、琵琶湖と河川や水田とのつながりといった物理的な分断の問題に加えて、例えば、木材価格の低迷に見られるように、地域資源の経済的な価値が低下するとともに、第一次産業の従事者が減少するなど、経済・社会の中で自然の恵みが十分に活用されなくなってきたこと、森・川・里・湖のつながりにおいて、あらゆる物質の健全な循環が滞ってきていることが、一つの要因となっていると考えられる。

・ さらに、本格的な人口減少と高齢化の時代を迎える中で、例えば森に人の手が入らなくなったことによって森林の荒廃、生態系の劣化が現れ始めているように、環境問題は新たな局面を迎えており、計画期間においてさらに顕在化していくと考えられる。

○ こうしたことから、環境保全に係る施策を進めるに当たっては、これまでの「いかに環境負荷を抑制するか」という視点から、人間が「いかに適切に環境に関わるか」という、より広い視点への大きな転換点を迎えていると考えられます。

○ 本計画においてもSDGsの視点を活用し、環境が持続可能な経済・社会活動の基盤であるという関係性を踏まえ、環境と経済・社会活動の持続可能性を同時に実現し、健全な循環を構築するための施策を進める必要があります。

○ これらのことを踏まえ、本計画の目指す将来の姿を次のとおりとします。

○ 目指す将来の姿

「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む

持続可能で活力あふれる循環共生型社会」

○ また、2030年の望ましい環境の状態は次のように表すことができます。

・ 活力ある人々の営みの中で、自然と人、人と人、地域と地域が触れあう「つなが

1 り」が回復し、そのつながりのもとで、地域資源を活用した健全な循環が成り立つ  
2 「循環共生型社会」が実現されている。

- 3 ・ 琵琶湖の水質が良好に保たれていることに加え、森林資源や在来魚介類など琵琶  
4 湖環境からの「自然の恵み」があふれるとともに暮らしに活かされている。
- 5 ・ 環境リスクが低減され、管理されるとともに、自然災害をはじめとする気候変動  
6 への影響への適応が進み、「安全・安心」で、豊かさが感じられる「低炭素社会」  
7 が築かれている。
- 8 ・ 様々な人々が環境について学び、環境に配慮した取組が根付き、環境保全の基盤  
9 が保たれている。

10  
11 ○ これらのことを踏まえ、目指す将来の姿を実現するための本計画の目標を次のとお  
12 りとします。

13  
14 ○ 目標

15 「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」

16  
17 ●参考 これまでの環境総合計画の目標等

策定年	計画名	計画の将来像・長期的な目標等
平成9年 (1997年)	滋賀県環境総合計画	環境自治が築く 共生・循環のふるさと”滋賀”
平成16年 (2004年)	新滋賀県環境総合計画	あなたとつくる”環境滋賀モデル” ～琵琶湖から世界へ～
平成21年 (2009年)	第三次滋賀県環境総合計画	持続可能な滋賀社会の実現
平成26年 (2014年)	第四次滋賀県環境総合計画	「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会 の実現」～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感で きる安全・安心な環境の創造～

18



●参考

・環境基本条例（前文より抜粋）

環境は壊れやすく、復元するのは容易ではない。もはや環境はそこにあるもの、与えられるものでもない。私たちは、物質の循環の重要性、資源の有限性を認識しながら、環境がもつ復元能力の下に持続的な発展を図っていかなければならない。また、生態系の多様性を積極的に確保し、次の世代に引き継いでいく強い意志と行動が必要である。

私たちは、県民による主体的な環境保全の活動を礎として築かれた「環境自治」をさらに推し進め、新しい環境観に立つ「環境優先の理念」の下に、文化的環境を含めた広範な環境全体への周到な配慮と保全活動を展開することを決意し、ここに滋賀県環境基本条例を制定する。

・第五次環境基本計画より抜粋

「地域循環共生圏」における「循環」とは、食料、製品、循環資源、再生可能資源、人工的なストック、自然資本のほか、炭素・窒素等の元素レベルも含めたありとあらゆる物質が、生産・流通・消費・廃棄等の経済・社会活動の全段階及び自然界を通じて、めぐり続けること。

1

3 (2) 施策展開の3つの視点

4 ○ 琵琶湖環境では、森・川・里・湖のつながりの中で人を含む様々な生きものが生息  
5 し、循環のもとで一つの系（システム）を形作っています。持続可能な社会では、こ  
6 の系から生み出される自然の恵み（生態系サービス）が安定的かつ持続的に供給され、  
7 地域資源として健全に利用されることが求められます。

8 ○ 「循環」には次の二つがあると考えられます。

9 ○ 一つ目は、生物の食物連鎖や、環境中の大気や水循環などを通じて形成される、様々  
10 な物質の「生態系・自然界における循環」です。

11 ○ 二つ目は、製品等の生産・流通・消費・廃棄など、人間の経済・社会活動における  
12 各段階を通じて形成される、資源や財の「経済・社会活動における循環」です。

13 ○ 人間の暮らしは、「生態系・自然界における循環」のもとで生み出される自然の恵  
14 みを、「経済・社会活動」において活用することによって成り立っています。

15 ○ 持続可能な社会を実現するためには、「生態系・自然界における循環」のもとで生  
16 み出される自然の恵みを「経済・社会活動」において活用すると同時に、「生態系・  
17 自然界における循環」を損なわないよう、環境への負荷を削減するとともに、保全の  
18 ための投資や活動などを通じた生態系・自然界への貢献を行うことで、「環境と経済・  
19 社会活動をつなぐ健全な循環」を実現する視点が必要です。

20 ○ 「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環」の基礎となるのは、里山や内湖の周  
21 辺などにおいて成り立ってきた、森林資源や在来魚介類などの地域資源を地域社会の  
22 経済システムの中で健全に利用する、自立・分散型の循環です。そこでは地産地消な  
23 どの取組により、人、財、製品、サービスなどが地域内で循環しています。

- 1 ○ 同時に、循環が持続可能であるためには、地域内だけでなく、異なる地域が、地域  
2 資源を介して他の地域と相互に支え合う関係をつくることも必要です。こうした地域  
3 間では、人、財、製品、サービスも行き交っています。
- 4 ○ 琵琶湖は琵琶湖保全再生法で国民的資産と位置づけられており、県内だけでなく下  
5 流府県をはじめとするあらゆる地域、さらには国際社会との間においても地域資源を  
6 介して相互に支え合う関係をつくることが求められます。
- 7 ○ こうして健全な循環が成り立つ地域が、相互に支え合う関係のもとで広がることが、  
8 本計画の目指す将来の姿である「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む持続可  
9 能で活力あふれる循環共生型社会」が形成されることにつながります。
- 10 ○ 将来の姿を実現するための目標である「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環」  
11 を構築するため、施策展開に当たっては、以下の3つの視点を踏まえ、分野別の施策・  
12 取組を着実に進めるとともに、異なる分野の施策間の関係性を認識し、分野をまたい  
13 だより一層の連携により、施策・取組の相乗効果を高め、課題の同時解決につなげる  
14 ことが必要です。
- 15 ○ なお、施策・取組を進めるに当たっては、従来の枠にとらわれず、計画期間内に大  
16 大きく発展することが見込まれる I o T や A I などの新しい技術や考え方も柔軟に取  
17 り入れ、地域に新たな価値を生み出して社会に変化をもたらすイノベーションを創出  
18 する視点が重要です。

19



環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環

1 ① 共生

- 2 ・ 健全な循環を実現するためには、互いに生かし生かされ、共に生きていく「共生」  
3 ※の視点が必要です。
- 4 ・ 共生を進めるに当たっては次の三つのアプローチがあります。
- 5 ・ 一つ目は、里山や内湖、農地など、人が働きかけた二次的な自然も含めて、地域の  
6 生態系と人との間に成り立つ「自然と人との共生」です。
- 7 ・ 二つ目は、地域の経済・社会において、森林資源や在来魚介類、農産物など、様々  
8 な地域資源を供給する人と、それを求め・消費する人の間に成り立つ「人と人との共  
9 生」です。
- 10 ・ 三つ目は、例えば都市と中山間地域など、多様な人や自然からなり、異なる風土を  
11 持つ地域間において、それぞれの地域資源の活用・保全を通して交流を深め、持続可  
12 能で相互に支え合う関係が成り立つ「地域と地域との共生」です。この関係は、県内  
13 だけでなく下流府県をはじめとするあらゆる地域、さらには国際社会との間において  
14 も成り立ちます。
- 15 ・ 例えば、上下流が一体となって取り組む必要がある琵琶湖・淀川水系の保全再生の  
16 推進や、カワウ対策や温暖化対策といった県境を越える広域的な課題解決に向けては、  
17 近隣府県や関西広域連合などとの連携を進め、歩調を合わせた対策を取ることが不可  
18 欠です。

19  
20 ※この場合の「共生」とは、生物学的な定義によるものでなく、近年の行政計画などで使用さ  
21 れる、互いに生かし生かされ、共に生きている関係にあるという、擬人的な対話的關係を表す  
22 ものです。(東京農工大学亀山純生の解釈などを参考にしています。)

23  
24 ② 「守る」「活かす」「支える」

- 25 ・ 共生の視点のもと健全な循環を実現するためには、調査研究や環境学習など、環境  
26 に関する科学的知見と環境保全の意識を高める「支える」取組のもと、環境を「守る」  
27 取組により地域資源の価値を高め、それらを「活かす」ことで、経済・社会の活性化  
28 をはかり、さらなる「守る」取組へとつなげる、取組の循環を持続的に進めていく視  
29 点が重要です。

30  
31 ③ 協働

- 32 ・ 滋賀県では、かつて石けん運動とそれに続く富栄養化防止条例の制定により、栄養  
33 塩が削減され、赤潮の発生が抑えられたように、琵琶湖を中心とした環境の保全に向  
34 けて、県民、NPO、事業者、研究者、行政など多様な主体による協働の取組が進め  
35 られてきました。
- 36 ・ 滋賀は森・川・里・湖のつながりが実感できる広がりの中にあり、例えば琵琶湖の

- 1 水質改善など、取組の成果が目に見えて現れる世界的にも類を見ない地域です。
- 2 ・ 多様な主体による協働、パートナーシップ（Partnership）は、SDGsの基本的  
3 な考え方である「5つのP」の一つであり、県民による主体的な環境保全活動を礎と  
4 して築かれた「環境自治」の理念のもと、引き続き進めていく必要があります。
- 5 ・ 価値観の多様化が進むとともに、人口減少や高齢化に伴い、地域における保全の担  
6 手手が減少することが考えられる中で、多様な主体による協働・パートナーシップに  
7 基づく取組を進めるため、学生やNPOなど、環境意識が高く若い世代の参画が期待  
8 されます。
- 9 ・ 多様な主体が参画する場において、県民が主体となり、環境と経済・社会活動をつ  
10 なが健全な循環のもとで実現される目指す将来の姿について、継続的かつ発展的な議  
11 論がされる必要があります。
- 12 ・ こうした議論を通じて、本計画で示す施策の方向性について、各主体の理解と合意  
13 を確保すると同時に、目標との整合について随時検証を行い、本計画の進捗状況の点  
14 検、見直しにつなげていくことします。
- 15 ・ また、石けん運動とそれに続く富栄養化防止条例の制定、企業・県民の努力により  
16 栄養塩が削減された取組など、多様な主体の協働、パートナーシップによって経済発  
17 展と環境保全を両立させた総合的な取組を、本県では「琵琶湖モデル」と呼んでいま  
18 す。
- 19 ・ 「琵琶湖モデル」は、SDGsの理念に通じる普遍性を持っており、途上国をはじ  
20 めとする世界の湖沼環境問題の解決に貢献することへの期待が高まっています。
- 21

## 1 第3章 施策の方向性

3 ○ 「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を実現するため、施策展開の3つ  
4 の視点を通して施策を展開していきます。

5 ○ 具体的には、第四次計画に示した三つの基本目標を踏まえるとともに、世界に目を向け  
6 ると、SDGsやパリ協定などの国際的な枠組みのもとでの取組が進んでおり、滋賀なら  
7 での環境保全に向けた多様な主体による協働や環境配慮型の商品や技術などを通じて、  
8 琵琶湖環境のみならず県外・国際社会・地球環境においても、環境と経済・社会活動をつ  
9 なが健全な循環に貢献することの重要性が高まっていることから、「国際的な協調と協力」  
10 を加え、本計画の施策の方向性の柱を次の四つとします。

11 ・「琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用」

12 ・「気候変動への対応・環境負荷の低減」

13 ・「持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着」

14 ・「国際的な協調と協力」

15 ○ この四つの柱のもと、10の分野ごとに施策の方向性を示します。また、それぞれの分野  
16 ごとに分野別計画等の進捗状況を点検するために参考とする代表的な指標（参考指標）を  
17 示します。

18 ○ 具体の施策・取組は、県民、事業者、地域、行政、学校、団体等の各主体間の協働・パ  
19 ートナーシップを充実させながら進め、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築  
20 に資するものとします。

### 22 1 琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用

23 ・ 森・川・里・湖のつながりや生態系の保全再生を図り、「生態系・自然界における循環」  
24 の健全性を損なわないよう、自然の恵みを持続的に活用する環境と経済・社会活動をつな  
25 ぐ健全な循環の構築に資する施策を展開します。

26 ・ また、琵琶湖環境の健全性の確保に向けた調査研究を進めるとともに、「守る」取組と「活  
27 かす」取組の土台となる自然と人、人と人、地域と地域の共生関係づくりを進めます。

28 ・ 地域資源や知見を活用し、地域で活躍する人材を育成することにより、自然の恵みを将  
29 来にわたって享受し、健康で心豊かに暮らすことができる地域づくりを進めます。

#### 31 1-1 琵琶湖の保全再生・活用

##### 32 (1) 施策の方向性

33 ・ 水質保全対策を継続しながら、琵琶湖の生態系の保全再生に関する取組を進めます。

34 ・ 在来魚介類のにぎわいの復活に向けて、「水系のつながり」の視点から、森～川～里～湖  
35 における変化が及ぼす湖底の生息環境や河川の産卵環境への影響に関する調査研究を、「生  
36 物のつながり」の視点から、水質～プランクトン～魚介類の関係性を、それぞれ推進し、  
37 政策提言につなげる取組を進めます。

38 ・ 「魚のゆりかご」と呼ばれている南湖の自然環境等の重点的な保全再生に取り組みます。

- 1 ・ 農林水産業をはじめとする様々な生業が、琵琶湖環境と調和する形で活性化することを  
2 目指し、県産の農林水産物の利用促進などの各種取組を進めます。
- 3 ・ 湖内の生態系の形成を駆動する有機物収支の把握に関する研究を実施します。また、こ  
4 の研究成果を踏まえ、TOCなどの新たな指標を用いた評価や必要な対策について検討を  
5 進めます。
- 6 ・ 環境美化、ヨシ群落保全、外来動植物の駆除等のボランティア活動等を支援する仕組み  
7 づくりや「びわ湖の日」の事業展開や環境学習などを通じて、県民や京都や大阪などの下  
8 流域の住民と琵琶湖流域との関わりを生み出す、様々な機会の充実に図ります。

9

## 10 (2) 参考指標

- 11 ・ 琵琶湖と暮らしに関する状態・傾向（以下の代表的な指標による）
  - 12 ①湖内 ・ 琵琶湖の水質 ・ 琵琶湖の植物プランクトン ・ 琵琶湖漁業の漁獲量 等
  - 13 ②湖辺域 ・ 琵琶湖の水草 ・ 琵琶湖のヨシ ・ 希少野生生物種 等
  - 14 ③集水域・暮らし ・ 河川の水質 ・ 環境と調和した農業 ・ 森林の状況 等

15

## 16 1-2 生物多様性・森林づくり

### 17 (1) 施策の方向性

- 18 ・ 野生生物の「増えすぎ」（オオバナミズキンバイ等の特定外来生物の拡大、ニホンジカ、  
19 ニホンザル、カワウ等の有害鳥獣の個体数の増加）や「減りすぎ」（希少野生動植物種の生  
20 息数の減少、生育環境の悪化）などの生物多様性の危機に対して、それらを食い止める取組  
21 を進めます。
- 22 ・ 侵略的外来種に対し、県民、NPO等の活動団体、事業者、市町、土地の所有者および  
23 管理者などの多様な主体による監視や防除活動を支援し、拡大の阻止と影響の低減を図りま  
24 す。
- 25 ・ 地域資源の活用、地産地消の推進、生産活動における環境への配慮に関する認証など、  
26 経済・社会活動に生物多様性への配慮を組み込む取組を進めます。
- 27 ・ 県民が生物多様性について知る、気づく、考える機会を設け、理解の促進を図ります。
- 28 ・ 生物多様性を保全し、森林の多面的機能を持続的に発揮させていくために、間伐等の適  
29 切な森林整備および再生林による森林の適正な更新を行い、多様な動植物が生息する水源  
30 の森林づくりを進めます。
- 31 ・ 県産材の生産、加工、流通体制を確立するとともに利用を推進することで、森林資源の  
32 循環を促し、活力ある林業を推進します。
- 33 ・ CLT（直交集成板）等の新たな技術を用いた木材需用の創出に取り組み、再生可能な  
34 地域資源である県産材を積極的に活用することで、地球環境の保全や森林山村の活性化に  
35 つなげます。
- 36 ・ 森林づくりに対する森林所有者の意欲の高揚を図るとともに、森林整備や木材生産の中  
37 核を担う森林組合等の組織体制の整備や、新たに就業を希望する林業従事者の育成・確保  
38 を図ります。

- 1 ・ 森林づくりの重要性を理解し、行動する青少年の育成など、次代の森林を支える人づく  
2 りを進めます。

3

## 4 (2) 参考指標

- 5 ・ オオバナミズキンバイの生育面積  
6 ・ ニホンジカの生息数  
7 ・ 外来魚生息量  
8 ・ しが生物多様性取組認証制度の認証事業者数  
9 ・ 生物多様性に対する認知度  
10 ・ 除間伐を必要とする人工林に対する整備割合  
11 ・ 県産材の素材生産量

12

## 13 2 気候変動への対応・環境負荷の低減

- 14 ・ 低炭素社会の実現のため、全ての者の主体的かつ積極的な参画のもと、地域資源を活用  
15 し、技術革新のもとで、温室効果ガスの排出抑制などと経済の持続的な成長との両立を図  
16 り、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に資するよう施策を展開します。
- 17 ・ 気候変動に対応し、地域資源を活かした持続可能な社会づくりを推進するため、気候変  
18 動によって起こりうる自然災害や経済・社会活動へのリスクに対応する「適応策」の取組  
19 を進めます。
- 20 ・ 地域資源を活かし、自然環境や地域環境と調和した再生可能エネルギーの導入と技術開  
21 発を進めることにより、気候変動の緩和に資するとともに、新たなビジネスの創出や地域  
22 の経済循環の拡大を図ります。
- 23 ・ 高度経済成長期以降、様々な公害問題が発生しましたが、工場排水や排ガス、廃棄物対  
24 策などの発生源対策を進めてきたことにより、環境リスクは低減し、私たちの生活環境は  
25 改善されてきました。今後も、持続可能社会の実現に向けて、これらの取組を継続し、推  
26 進します。
- 27 ・ これらの取組により、人々が安心して暮らせる生活環境づくりを進めるとともに、地域  
28 経済の活性化につなげます。

29

### 30 2-1 気候変動

#### 31 (1) 施策の方向性

- 32 ・ 今世紀後半において温室効果ガスの人為的排出と吸収の均衡が図られた「脱炭素社会」  
33 を目指し、2030年における低炭素社会の実現に向けて、産業、業務、家庭、運輸の各部門  
34 別のエネルギー起源CO<sub>2</sub>の削減対策、非エネルギー起源CO<sub>2</sub>、メタン、一酸化二窒素、  
35 代替フロン等4ガス等のその他の温室効果ガス削減対策、部門横断的削減対策の3つの削  
36 減対策と、森林吸収等の吸収源対策に取り組みます。
- 37 ・ 気候変動による自然災害の増加や、農業、林業、水産業等のさまざまな分野への影響に  
38 対処するため、本県における将来的な気候変化やそれによる影響を把握し、情報共有や適

- 1 応策の検討を進めます。
- 2 ・ 省エネ行動の実践や、省エネ性能が高い機器の使用、住宅や建物の省エネルギー性能を  
3 高めるなど、省エネルギー・節電に関する取組を進めます。
- 4 ・ 太陽光、小水力、バイオマスなど、再生可能エネルギーの家庭や事業所、地域等での導  
5 入に関する取組を進めます。
- 6 ・ 水草等のバイオマスの活用の可能性も検討しながら、下水汚泥の有効利用、下水熱の利  
7 活用等、下水道における未利用資源の有効活用を推進します。
- 8 ・ 天然ガスコージェネレーションや蓄電池の普及、地域内でエネルギーを融通するスマー  
9 トコミュニティの構築など、エネルギーの効果的な活用に関する取組を進めます。
- 10 ・ 本県に集積するエネルギー関連産業の振興や、産学官によるエネルギー関連の技術開発  
11 に関する取組を進めます。

12

## 13 (2) 参考指標

- 14 ・ 温室効果ガス削減目標：23%（29%）（2013年度比 2030年度）
- 15 エネルギー起源CO<sub>2</sub>削減量
- 16 その他の温室効果ガス排出削減量
- 17 森林吸収量
- 18 ・ エネルギー消費量
- 19 ・ 再生可能エネルギー導入量
- 20 ・ 天然ガスコージェネレーション、燃料電池導入量
- 21 ・ 下水汚泥の有効利用率

22

## 23 2-2 環境リスク

### 24 (1) 施策の方向性

- 25 ・ 環境汚染物質の主な排出元である工場・事業場に対し、監視・指導を実施し、法令順守  
26 や環境汚染物質の排出抑制を進めるとともに、環境リスクに対する自主管理体制の構築や、  
27 環境事故防止の取組など、環境リスク低減のための取組を進めます。
- 28 ・ 気候変動に伴い増加が見込まれる自然災害に伴う二次的な工場・事業場からの汚染物質  
29 の流出などのリスクへの対応についても取組を進めます。
- 30 ・ 県民の環境リスクに対する関心を充足するとともに、安心できる社会づくりを進めるた  
31 め、環境リスクに関する正確な情報をわかりやすく伝えるとともにリスクコミュニケーション  
32 を推進します。

33

### 34 (2) 参考指標

- 35 ・ 河川と琵琶湖の環境基準（生活環境項目）達成率
- 36 ・ 河川と琵琶湖の環境基準（健康項目）達成率
- 37 ・ 大気汚染に係る環境基準達成率
- 38 ・ 化学物質の大気および公共用水域への排出量



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38

## 2-3 循環型社会

### (1) 施策の方向性

- ・ 廃棄物のさらなる排出削減により、環境負荷を低減し、天然資源の消費を抑制するため、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）（以下「2R」と言う。）によって排出量を減少させるとともに、リサイクル（再生利用）によって可能な限り処分量を減少させ、焼却処理せざるを得ない廃棄物についても、温室効果ガスの削減を図るため、その処理に伴うエネルギーを有効に利用するなどの取組を進めます。
- ・ リサイクルよりも環境負荷の低減に資する2Rについて、プラスチックをはじめとした容器包装廃棄物や食品ロスの一層の削減の推進などにより、取組の強化を図ります。
- ・ 環境負荷を削減し、県民の生活環境への支障がないよう適正な処理が行われるよう、処理施設等の監視指導や不法投棄等の防止に向けた対策の徹底、最終処分場の確保、排出事業者や処理業者に対する普及啓発や電子マニフェストの普及などの取組を進めます。
- ・ 気候変動に伴う自然災害の増加も念頭に置き、災害発生時においても廃棄物の収集・処分が迅速かつ円滑に行われるよう災害廃棄物の処理体制を平時から整えます。
- ・ 廃棄物の減量・資源化の担い手である県民、生産・流通に携わる事業者、廃棄物処理を行う事業者、環境問題やごみ問題に取り組む団体・地域、そして市町・県などの多様な主体が、廃棄物に係る諸課題を「自分ごと」として捉え、適切な役割分担のもと、連携・協働して取組を進めます。

### (2) 参考指標

- ・ 一般廃棄物の1人1日当たりの排出量
- ・ 一般廃棄物の1人1日当たり最終処分量
- ・ 産業廃棄物の最終処分量
- ・ マイバッグ持参率（レジ袋辞退率）
- ・ 定点観測による散在性ごみ個数
- ・ 廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率
- ・ 電子マニフェスト利用率

## 3 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着

- ・ 経済・社会活動は、その地域のエネルギー、自然資源や都市基盤、産業集積、さらには、文化、風土、コミュニティなどの地域資源を土台として生み出されています。持続可能な社会の実現には、地域資源の質を向上させ、それを守りながら活用することで、環境と経済・社会活動の統合的な向上につなげることが重要です。
- ・ この考えのもと、環境と経済・社会活動の関係性を理解し、主体的な行動を起こし、多様な関係者（ステークホルダー）との連携を図りながら、持続可能な社会づくりを担う人育てを行うとともに、持続可能で魅力ある県土づくりを進めます。
- ・ また、気候変動の影響の顕在化、再生可能エネルギーへの転換、下水道施設などの環境

1 インフラの老朽化など、持続可能な社会づくりに向けた諸課題を踏まえ、県民の生活や事  
2 業活動における環境への配慮行動を組み込む取組を引き続き進めるとともに、環境インフ  
3 ラの維持管理を着実に進めつつ、持続可能で魅力ある県土づくりを進めます。

- 4 ・ 環境保全対策の検討の基礎となるモニタリングを継続し、水環境や大気環境における課  
5 題の把握や環境リスクの低減につなげるとともに、在来魚介類の減少などの琵琶湖環境に  
6 係る課題解決に資する調査研究を進め、その成果を分野横断で総合的な対策につなげます。

### 8 3-1 環境学習

#### 9 (1) 施策の方向性

- 10 ・ 環境課題について気づきや学びを得た個人が主体的な行動を起こすとともに、行動を始  
11 めた人たちがつながって社会の課題を解決していくことで、持続可能な社会づくりが進展  
12 すること、「人育て」と「社会づくり」の双方がかみ合った歯車のように連動して進むよう  
13 な取組を進めます。
- 14 ・ 地域で環境学習に取り組むNPOや、教員、行政職員等を対象として、環境学習の企画・  
15 実施能力を高める人材育成や経験豊かな地域の人材に、環境学習への協力をいただける場  
16 づくりを進めます。
- 17 ・ 自然環境やごみ問題のみならず、エネルギー、消費生活、歴史、文化など、持続可能な  
18 社会づくりに関連するあらゆる分野を対象として、その地域ならではの環境学習、個人の  
19 学習度合いや年齢に応じた段階的な環境学習プログラムの収集や整備を図るとともに、観  
20 光や福祉、まちづくりなどの他分野との連携等により、環境学習に取り組める場や機会の  
21 充実を図ります。
- 22 ・ 環境学習に関する情報を一元的に把握し、効率的な情報提供に努めるとともに、地域の  
23 特性を活かした多様な環境学習の機会の充実や取組の広がりを図るために、地域で環境学  
24 習を担う各主体の交流や連携のための仕組みづくりを進めます。

#### 26 (2) 参考指標

- 27 ・ 環境保全行動実施率

### 29 3-2 環境とのつながり・関わり

#### 30 (1) 施策の方向性

- 31 ・ 環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換に関して普及啓発を行いま  
32 す。
- 33 ・ それぞれの主体に応じた取組メニューを実践意欲や継続意欲につながるような形で効果  
34 的に情報提供を行い、環境配慮行動を広めます。
- 35 ・ 観光政策や福祉政策などの他分野との連携により、環境配慮行動につながる取組の多様  
36 化・充実を図ります。
- 37 ・ 食育や地産地消の取組等を通じて、環境こだわり農産物等の環境配慮商品に対する消費  
38 者の理解を促すとともに、継続的な利用・購入に繋がります。

- 1 ・ 県民や事業者に対するグリーン購入の普及拡大を引き続き図るとともに、環境に配慮し  
2 た製品やサービスを提供する事業者の評価・選択に繋がる取組を進めます。  
3 ・ 本県の環境保全対策により培われた様々な環境関連技術を活用した製品・サービスの創  
4 出や、さらなる関連技術の開発、高度化を促進し、水環境分野などの環境関連産業の振興  
5 を図ります。

6

## 7 (2) 参考指標

- 8 ・ 一般廃棄物の1人1日当たりのごみ排出量（再掲）  
9 ・ 産業廃棄物の最終処分量（再掲）  
10 ・ 県内のエネルギー消費量  
11 ・ 「おいしがうれしが」キャンペーン参加店舗数  
12 ・ びわこ環境ビジネスメッセの出展者数、商談件数

13

## 14 3-3 環境インフラ等

### 15 (1) 施策の方向性

- 16 ・ 人口減少等経済・社会の状況の変化を踏まえた持続可能な下水道事業を目指し、防災・  
17 減災、老朽化対策、効率的な経営などに取り組みます。防災・減災対策では、地震対策、  
18 浸水対策に引き続き取り組むとともに、不明水対策に取り組めます。  
19 ・ また、施設の老朽化対策では、ストックマネジメントによる今後の改築更新費の低減、  
20 平準化を図ります。経営面では、経営戦略（中長期的な財政・投資計画）を策定し、経営  
21 の計画性・透明性の一層の向上を図り、持続可能な経営を目指します。  
22 ・ 森林が持つ多面的機能にも着目しながら、災害に強い治山施設の整備を進めます。  
23 ・ 既存の治山施設の見回り、点検、診断を着実に実施し、その結果に基づき、施設の補修  
24 や機能補強化、更新などの必要な対策を適切な時期に着実に実施するとともに、これらの  
25 取組を通じて得られた施設の状態や対策の履歴などの情報を、的確に記録していくことで、  
26 次期の効果的かつ効率的な維持管理または更新につなげる「メンテナンスサイクル」の構  
27 築を図ります。  
28 ・ 持続可能で魅力ある県土づくりのため、自然環境が有する多様な機能を賢く活用したイ  
29 ンフラ整備や土地利用等のグリーンインフラの取組をハード・ソフト両面から進めます。  
30 ・ これらの施策を進めるに当たっては、気候変動による自然災害の増加の可能性について  
31 も念頭に置く必要があります。

32

### 33 (2) 参考指標

- 34 ・ 下水道を利用できる県民の割合  
35 ・ 山地災害危険区域整備率  
36 ・ 滋賀県生物環境アドバイザー制度の対象事業数

37

38

### 1 3-4 調査研究・技術開発

#### 2 (1) 施策の方向性

- 3 ・ 琵琶湖環境に係る課題の要因の多くは相互に関係し、複雑化・多様化しており、個別の
- 4 課題への対症療法的な対策だけでなく、分野横断による総合的な解決を図ることが重要で
- 5 す。また、研究成果を踏まえた科学的な根拠に基づく施策の立案が求められます。
- 6 ・ このことから、4つの行政部局と8つの試験研究機関が一堂に会した琵琶湖環境研究推
- 7 進機構の場等において、関係機関が連携して、課題解決に向けた研究を進めます。
- 8 ・ 平成29年4月に琵琶湖環境科学研究センター内に設置された国立環境研究所・琵琶湖分
- 9 室と連携し、琵琶湖の課題解決に向けた研究を進めます。
- 10 ・ I o TやA Iなども活用しつつ、複雑化・多様化している琵琶湖環境に係る課題解決や
- 11 気候変動の影響への適応などに向けた環境技術の開発と普及を推進します。
- 12 ・ 琵琶湖環境の保全や環境リスクに関連する最新の研究知見等を集積するとともに、必要
- 13 に応じて、県民に向けて発信します。
- 14 ・ 水環境や大気環境における課題の把握や環境リスクの低減に向け、継続的に環境を監視
- 15 し、状況を評価するとともに、その結果を県民に向けて適時、適切に発信します。

16

#### 17 (2) 参考指標

- 18 ・ 研究成果を踏まえた科学的な根拠に基づく施策提言の数

19

### 20 4 国際的な協調と協力

#### 21 (1) 施策の方向性

- 22 ・ 多様な主体の協働、パートナーシップによって経済発展と環境保全を両立させた総合的
- 23 な取組である「琵琶湖モデル」は、SDG sの達成にも資するものです。
- 24 ・ 途上国をはじめとする国々との国際的な協調や協力は、環境と経済・社会活動をつなぐ
- 25 健全な循環に資することを意識することが重要です。
- 26 ・ このことから、琵琶湖モデルを、今後も経済発展に伴う環境汚染が懸念されるアジア諸
- 27 国を中心に発信するとともに、行政施策や技術面などで積極的に協力します。
- 28 ・ また、世界湖沼会議や世界水フォーラム等への参画を通して、世界の湖沼保全に貢献し
- 29 ます。

30

#### 31 (2) 参考指標

- 32 ・ 世界湖沼会議や世界水フォーラムへの県内の企業、大学、行政等の参加（発表等）数

## 1 第4章 計画の円滑な推進

- 既に述べてきたように、環境課題の要因の多くは、相互に関係し、複雑化・多様化しており、課題の解決に当たっては、分野間の連携をより一層進めていかなければなりません。
- そのため、分野別計画等の実施に当たっては、第3章に示す施策の方向性のもと、具体的な施策・取組を総合的に推進し、それらの相乗効果を高めることが重要です。
- また、分野別計画等の改定時には本計画の考え方を取り入れ、広く県民と課題や取り組む方向性を共有し、定期的に点検と評価を行い必要な改善を図ることが必要です。
- さらに、県民、事業者等の多様な主体が環境保全に向けた実践行動を進めていくことが必要です。

### 1 各主体の役割・連携

- 本格的な人口減少と高齢化の時代を迎える中、本計画の目標の達成のためには、これまで以上に分野別計画等に基づき施策・取組を推進するとともに、「環境優先の理念」のもとに、県民、NPO等の各種団体、事業者、県等の多様な主体が日常生活や事業活動と環境のつながりを理解し、適切な役割分担のもと、各主体が自分ごととして環境課題を捉え、環境に配慮した行動を実践し、環境保全に向けた取組を進めていくことが求められます。
- また、自然は恵みをもたらすだけでなく、ときに脅威となることもあります。そのため、上記の環境保全に向けた取組にとどまらない、気候変動に対する適応策に代表される、自然に対して備えること、万一災害等が起こった際には迅速かつ円滑に対応することができるよう、日頃から検討や取組を進めることが求められます。
- こうした各主体の取組を進める際には、新たな技術等も活用し、「守る」ことにより地域資源の魅力を高め、「活かす」ことの好循環を生み出し、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築を目指していきます。

#### (1) 県民の役割

- ・ 県民は、地域における健全な循環を担う主体であり、環境を「守る」として「活かす」ことの好循環を生み出す最も基本的な存在です。
- ・ 県民一人ひとりが、現在のライフスタイルが環境にどのような負荷をかけているか考え、グリーン購入のようにできるものから取り組んでいくことが求められます。
- ・ また、NPO等の各種団体、事業者、行政等の各主体と連携・協力し、「びわ湖の日」の環境保全活動への参加などの環境を「守る」取組だけでなく、「ピワイチ」などの琵琶湖と親しみ地域資源を「活かす」取組により、地域環境の保全を一層図りつつ、地域の魅力向上へ貢献することが期待されます。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36

## (2) 各種団体の役割

- ・ NPO 等の各種団体は、様々な人々の多様な価値観を環境の保全に係る取組に反映させる重要な役割を担っており、多様な主体と柔軟に連携することで、地域資源の魅力を高め、「守る」と「活かす」ことの好循環を生み出す大きな力を有しています。
- ・ 各種団体の本来の取組に加えて、県民、事業者、行政等の各主体をつなぎ、これら各主体との協働により、県民、行政など個々の主体の力だけでは十分に対応できない地域の環境に係る課題の解決に貢献することが期待されます。

## (3) 事業者の役割

- ・ 事業者は、事業活動により資源やエネルギーを消費し、様々な化学物質を取り扱うこともあり、他の主体に比べて環境により大きな影響を与えることがあります。
- ・ このことから、環境をはじめとする法令の遵守はもとより、取り扱う化学物質の適正な管理、省エネ設備の導入、グリーン購入等、環境への負荷の軽減に向けて積極的に取り組むことが求められます。
- ・ 一方、企業活動により生み出される製品やサービスを通じて環境に貢献し、地域資源の魅力を向上させるなど、事業者の持つ社会的影響力も活用し、各主体と連携した取組が期待されます。

## (4) 県の役割

- ・ 環境保全に係る法令等を適切に運用するとともに、環境に関する各種の情報整理・提供、調査・研究、人材の育成・活用等、県民、NPO 等の各種団体、事業者等の各主体が積極的に環境保全に取り組むことができるよう、各主体と連携・協力し、各種の施策を実施します。
- ・ 施策の実施に当たっては、第3章に示す施策の方向性のもと、具体的な施策・取組を総合的に推進し、それらの相乗効果を高めることとします。
- ・ また、県民のニーズを把握し、市町との連携を推進するとともに、その取組を支援します。

## 2 関係諸計画への反映

- 目指す将来の姿である「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」に向けて、目標である「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を実現するためには、関係部局間で連携を図るなど、総合的な視野に立って、施策を講じる必要があります。
- 環境が持続可能な経済・社会活動の基盤であるという関係性を踏まえ、環境に係る

1 分野別計画等のみならず、土地利用、産業振興、住宅、農林水産業、交通等の環境以  
2 外の部門の施策・取組についても、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環を目指  
3 す本計画の目標の達成に向けて進めていくことが求められます。

### 4 5 3 計画の進捗状況の点検および見直し

#### 6 (1) 基本的な考え方

- 7 ・ 本計画は、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための  
8 計画であり、環境に係る各分野別計画等に施策の基本的方向性を付与するものとし  
9 て位置づけられます。
- 10 ・ このことを踏まえ、水質保全対策、地球温暖化対策、廃棄物対策等の各分野にお  
11 ける具体的な施策・取組は、それぞれの分野別計画等に基づき推進し、進行管理を  
12 実施します。
- 13 ・ 本計画では、施策の分野ごとに示した参考指標や、「共生」、「『守る』『活かす』  
14 『支える』」、「協働」の、施策展開の3つの視点も踏まえ、毎年度、総合的な観点  
15 から点検するとともに、その結果を滋賀県環境審議会に報告します。併せて、「滋  
16 賀の環境」（環境白書）や県ホームページ等で公表し、広く各主体からの意見や提  
17 言を求めます。
- 18 ・ 計画期間内においても、社会経済や環境を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じ、  
19 （4～5年を目安として）重点的な総括を行い、見直しを行います。

#### 20 21 (2) 本計画の進捗状況の点検

- 22 ・ 本計画の進捗状況の点検は以下の視点から行います。

##### 23 ① それぞれの分野別計画等において定める目標に近づいているか

- 24 ・ 分野別計画等では、施策・取組の達成状況を示す指標を設けるとともに、可能  
25 な限り数値目標を掲げ、定期的に進捗状況を評価します。
- 26 ・ この分野別計画等の進捗状況の評価を活用するとともに、本計画で設けた参考  
27 指標等を確認します。

##### 28 ② 各施策が総合的に進められ、本計画の目標に近づいているか

- 29 ・ ①で分野別計画等の進捗を確認したうえで、施策展開の三つの視点に基づき、  
30 総合的な視点から、変化する「環境」「経済」「社会」の状況を把握し、効果的な  
31 施策が講じられているかどうかを点検します。
- 32 ・ なお、各施策が総合的に進められ、本計画の目標に近づいているかを評価する  
33 効果的な手法については、引き続き検討することが求められます。